

「GGI 株を利用して生産された L-グルタミン」に係る再評価について

1. 経緯

「GGI 株を利用して生産された L-グルタミン」については、平成 21 年に協和発酵バイオ株式会社により安全性審査の申請がなされ、食品安全委員会の食品健康影響評価を経て、同年 5 月 14 日に安全性が確認された旨が通知された品目である。今般、協和発酵バイオ株式会社より、当該品目について製造工程の一部変更により、最終製品における非有効成分の構成に変化があった旨の報告を受けたことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項の規程に基づき、食品安全委員会に再評価を依頼するものである。

2. 評価依頼品目の概要

「GGI 株を利用して生産された L-グルタミン」は、L-グルタミンの生成効率を高めるため、*Corynebacterium glutamicum* KY9002 株を宿主とし、同株由来の L-グルタミンの生合成関与遺伝子の導入等を行った GGI 株を利用して生産された L-グルタミンである。